

社会福祉法人薫風会行動計画

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

社会福祉法人薫風会では次の通り一般事業主行動計画を定め、女性はその能力を十分に発揮できる環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和12年11月30日 までの4年8ヶ月間

2. 内容

目標1：男女ともに育児休業を取得しやすい環境を整備し、育児休業後の復職率を100%にする。

<取組内容>

○令和8年4月～

- ・ 育児休業取得予定者の業務を分析し、業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う
- ・ 休業期間中の代替要員の積極的な確保や、チーム内での情報共有体制の構築により、周囲の労働者の負担を軽減する体制を整備する